

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 3 回総会 次第	
日 時	令和 5 年 (2023 年) 6 月 26 日 (月) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・神保主事・古川事務職員 江上事務職員
欠席委員	10 番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 総会を開会する前に事務局職員に異動がありましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	令和 5 年(2023 年) 6 月 1 日付けの人事異動で、事務局職員に異動がありましたので、報告します。 江上繁喜職員です。 江上職員、挨拶をお願いします。
事務局(江上職員)	6 月 1 日付けで配属になりました会計年度任用職員の江上繁喜と申します。どうぞ宜しくお願い致します。
事務局(飯田補佐)	以上で人事異動の報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、4 番 市川委員、5 番 小泉委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、1 番 小川委員、2 番 浜野委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 6 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 6 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、5 月 11 日から 6 月 9 日までに受理し、処理した案件

	について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1～3ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年6月22日に専用住宅へ転用のため、令和5年6月9日に専決処分いたしました。 次に、1ページの番号2と、3ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年3月15日に共同住宅へ転用のため、令和5年6月8日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	12番。整理番号1の、二重箱のような公図の形状は初めて見たが、これはどういうことですか。
事務局(飯田補佐)	対象が2筆になり、周囲が地番1423、中央部分が1424となっています。過去の経緯は定かではないが、現状特に斜面ではなく平地であります。もともとは建物がありました。
12番(郷原委員)	分かりました。
議長(平井会長)	他に何かご意見、ご質問はございますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料4ページ～9ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。 本件は、この例外規定、同法同条第6項「農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務の実施に

	より貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第20条又は第21条第2項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合」に当てはまるため賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 まず、4ページの番号1及び2と、6ページの整理番号1及び7ページの整理番号2の参考資料をご覧ください。 この土地については、同地域の新規就農者が独立して就農することとなったため、新たな借り手として同地を賃借したい旨の申し出がなされており、後ほど議案第8号で賃借権の設定についてお諮りすることとなっています。 次に、5ページの番号3及び4と、8ページの整理番号3及び9ページの整理番号4の参考資料をご覧ください。 この土地については、現在賃借権の設定を行っている者同士が、所有権移転を伴う売買を行うこととなったため、後ほど議案第6号で許可申請についてお諮りすることとなっています。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	12番。報告第7号の参考資料のこの書式というのは合意解約の時に使う書式という理解でよろしいですか。
事務局(飯田補佐)	はい。
議長(平井会長)	他に何かご意見、ご質問はございますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第3号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。

	送付資料 10 ページの議案書及び 11 ページの参考資料をご覧ください。 案内図の太枠内の土地が、本件の対象地です。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの 8 ページに記載のとおり、個人の基本要件である、4 の下限面積要件を除いた 3 つを満たしていることが条件となります。 まず、9 ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。 申請人は、賃借権の設定を受けているすべての土地について問題なく耕作し、ブドウの作付けを行っており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 次に、テキスト 10 ページをご覧ください。 3 の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。 従事者のうち、申請者が年 250 日従事しているとのことで、要件を満たしています。 次に、テキスト 11 ページの 4 下限面積要件についてですが、この要件は農地法の改正により撤廃されているため、確認の対象外です。 最後に、12 ページに記載の 5 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、現在賃借権を設定しており、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。 これにより、3 つの要件すべてを満たしています。 農地法第 3 条による許可については、農業委員会による許可になりますので、本日当委員会でご審議いただき、承認されれば、申請者に対して許可書を交付することになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。6 月 13 日(火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、2 筆ともにブドウの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番 (石澤委員)	3 番。10ページの申請者というのは双方ですか。それとも譲受人が申請するのですか。
事務局(飯田補佐)	譲受人・譲渡人双方が申請者になります。
3 番 (石澤委員)	譲渡人が先程の条件を満たしていないと却下されるのですか。
事務局(飯田補佐)	農地を取得する譲受人の要件になります。
3 番 (石澤委員)	分かりました。
議長(平井会長)	他に何かご意見、ご質問はございますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第6号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第6号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案 第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第4、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 資料は12ページ及び13ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化調整区域の農地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料12ページの議案書及び13ページの議案第7号 参考資料をご覧ください。 本案件は、[]の死亡により令和4年11月3日に相続が発生したことに伴い、子の[]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。

	相続人の農業経営開始年月日は相続開始年月日ですが、■■■■氏は、もともと■■■■氏と共有で当該農地を所有し、相続前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13 番 (三橋委員)	議長。13番。6月13日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされ、作付け準備が行われていました。 相続人も相続開始前から現地で農業に従事しており、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第7号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第5、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料14ページの議案書及び15ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、農地中間管理機構事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。

	期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1㎡あたり24円で、3筆を合わせて年間38,900円となっています。■■■■氏は農家出身で鎌倉市内の祖父名義の畑で農作業に従事し、現在はベビーリーフを作付けしているとのことです。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12番(郷原委員)	議長。12番。6月13日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕作放棄地の状況となっており、草木が繁茂している状況でした。 現賃借人の■■■■氏より報告第7号整理番号1のとおり、合意解約の申入れがあり令和5年6月30日で神奈川県農業会議に土地の引渡しを行う予定です。 今回、農地を使用することとなる■■■■氏は令和5年7月1日から賃借予定であり、事前に現地の状況を確認してもらったところ、農業に支障なく整備し耕作可能であることを事務局で確認していると伺っております。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第8号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第6、議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料16ページの議案書及び17ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進

	法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 この賃借は、貸し手である■■■■氏から借り手である■■■■氏に対する継続の案件となりますが、借り手が、引き続き耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者であるため、法第 18 条第 2 項第 6 号により前回同様解除条件付賃借権とします。 解除条件付賃借権のため、鎌倉市において農地を的確に使用する旨の確約書の提出を受け、貸し手・借り手・鎌倉市の 3 者による協定の締結を行いました。 期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、賃借料は、1 m²あたり 24 円で年間 18,000 円となっています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13 番(三橋委員)	議長。13 番。6 月 13 日(火)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、かぼちゃ、ナス、里芋、枝豆が作付けされていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	3 番。解除条件付きの内容を差し支えなければ教えてください。
事務局(飯田補佐)	契約期間中に農地の利用について問題があった場合には契約を解除するというものです。
3 番(石澤委員)	分かりました。
議長(平井会長)	他に何かご意見、ご質問はございますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 9 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 9 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案 第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 7、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく

	農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 18 ページの議案書、19 ページの参考資料①及び 20 ページの参考資料②をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 この賃借は貸し手である [] 氏から借り手である [] 氏に対する継続の案件となりますが、借り手が、引き続き耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者であるため、法第 18 条第 2 項第 6 号により前回同様解除条件付賃借権とします。 解除条件付賃借権のため、鎌倉市において農地を的確に使用する旨の確約書の提出を受け、貸し手・借り手・鎌倉市の 3 者による協定の締結を行いました。 期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間で、賃借料は、1 m²あたり 24 円で年間 30,000 円となっています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。6 月 13 日(火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、サツマイモ、みかん、ブルーベリーが作付けされていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 10 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 10 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、その他、諸般の報告について、3 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 8、その他、諸般の報告について、3 件、着席して、報告いたします。 諸般の報告 1、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたし

	ます。 6月13日（火）に関谷の圃場にてソルゴー撒き、草刈り、石拾い等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 次回は7月7日（金）に、第4回目の実践活動を行う予定で、作業内容は草刈り、石拾い等になります。 Aグループの皆様、和田委員、柏木委員、郷原委員、浜野委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。なお、7月の作業から暑さ対策のため、午前中に実施します。関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、10日（月）に延期とします。 次に諸般の報告2、5月総会議案第5号「農業委員会の最適化活動の令和4年度点検・評価の実施について」の修正について、報告いたします。 当日配付資料「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を御覧ください。資料2枚目及び3枚目の網掛け部分が修正箇所です。先月の5月総会議案で承認後、神奈川県農業会議に同資料を提出したところ、網掛け部分について修正の指摘があったものです。主な修正内容は、数字を引用する箇所の誤りからそれに基づいて算出している数字も影響して誤っていたものです。修正した資料は既に神奈川県農業会議に提出し、了承を得ております。 最後に、諸般の報告3、7月総会の日程について、報告いたします。 次回は、7月19日（水）午後3時30分からで、会場は商工会議所3階301会議室です。 なお、7月19日（水）に行う総会が今期の農業委員の最後の総会となり、7月20日（木）の総会是新委員による総会となります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	12番。修正後の数字は増減を教えてください。
事務局(飯田補佐)	修正前は「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」を1ha、「緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)」を0.2haで出しましたが、令和4年度にすでに提出済の書類に記載した数字を引用する必要があったため、指摘された数か所の修正をしたものです。
12番(郷原委員)	認識として鎌倉市にある遊休農地は2haあると考えていいのですか。
事務局(飯田補佐)	はい。
3番(石澤委員)	3番。今日配られた農政時報614号の4ページの農地転用状況を

	見ると鎌倉市は2022年度農地法4条5条に関しては実績が全くない状況となっていますがそれでいいのですか。
事務局(飯田補佐)	こちらは「転用の届出」ではなく「転用の許可」の状況になりますので0件で問題ありません。
3番(石澤委員)	分かりました。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 信男
議事録署名委員 4番	市川 幸子
議事録署名委員 5番	小糸 紀久夫